

平成 22 年度第 2 回新宿区外部評価委員会会議要旨

< 出席者 >

外部評価委員（11 名）

卯月会長、名和田副会長（第 3 部会長）、岡本委員（第 2 部会長）、入江委員、
大塚委員、川俣委員、富井委員、中原委員、鍋島委員、山村委員、渡辺委員

事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

< 開催日 >

平成 22 年 4 月 26 日（月）

< 場所 >

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

< 開会 >

1 平成 22 年度の評価の進め方について

【会長】

定刻ですので、今年度第 2 回目の外部評価委員会を開会したいと思います。

今日の議題は、今年度の進め方を確認、議論をして、うまくいけば、後半は部会に分かれて、今後の外部評価のそれぞれの部会の進め方について議論したいと思います。前半に時間がかかってしまえば、部会も次回に送るということもあります。

それでは、1 の（1）22 年度の外部評価の方針についてということで、前回に引き続き議論したいと思います。確認の意味で、前回までの基本的な考え方を復習したいと思います。

前年度は、すべての計画事業について評価対象としたということで、時間的にも労力もかなり大変だったと思います。今年は、毎年全部やるというのは必ずしもよくないだろうということで、全部の計画事業を評価することは基本的にしないということが 1 番目でございます。

2 番目は、それではどのような計画事業を評価の対象にするかといったときに、外部評価委員会が出した報告書と、区長の総合判断という報告がございますけれども、その 2 つの中に若干の食い違いがあるとか、あるいは我々はそういったことを指摘したわけではないけれども、回答には少し違うことが書いてあったとか、うまく区の判断と我々の指摘が合わなかったと我々が認識しているものについては、昨年度指摘したことが必ずしも伝わっていないという意味から、今年も是非評価しようということです。それが具体的にどのようなものかというのは、部会の中でピックアップしたいと思っています。

個別目標については、前年度あまり時間が割けなかったということがございます。今回は今

2 番目に申し上げたことも含めて、本当に個別目標に対してその計画事業がふさわしいのか、目標設定がふさわしいのかということを含めて、個別目標、中項目についても少し関係を意識しながら議論しようということであります。これが 3 番目です。

4 つ目は、個別目標の評価をするに当たって、個別目標には計画事業だけではなく、経常事業も含まれているわけです。したがって、必要があれば経常事業についても取り上げ、資料の請求、ヒアリング等をしよう。経常事業については内部評価がありませんので、資料は請求しないと出てこないということで、請求し、かつヒアリングをすることによって、個別目標と実際の事業との関係が明確になるだろうということであります。

以上 4 つ、前回この委員会で議論した内容だと思いますが、これについてはよろしいでしょうか。

それと、もう一つ、これから議論するに当たって、3 部会の構成とメンバーはこのままでよいのかどうかということがあります。委員の皆さんの中で今年は他の部会に移りたいというようなご意見があれば、意向をきちんと聞いたほうがいいかなと思っていますが、皆さんいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ご欠席の方に確認をしていただいて、どうしても移りたいという方がいたら、調整するかもしれないけれども、今日ご出席の委員は前年のままでよろしいということで良いですね。

【委員】

この外部評価委員会というのはずっと続くわけでしょう。そうすると、あまり完結にこだわらないで継続の中の一部にいるという形で考えるのか、卯月会長のもとに 1 回これで完結し、また次は新しいことをやるのかという、流れがどういうふうになるかでも違うのでは。

【会長】

事務局、補足はありますか。

【事務局】

事務局としましては、この外部評価委員会の制度は連綿と続く制度でございますので、必ずしも委員の任期ごとに何か完結というものをさせていただかないと困るということはありません。外部評価委員会の委員の皆さんでこの任期中を振り返ってどうするのか、毎年続くものだから次のところに引き継いでいけばいいというご意見もあるでしょうし、あるいは 4 年間活動した中で一定の取りまとめみたいな形のものでやっていこう、それはどちらでもありかと思えます。それは外部評価委員会の皆さんのお考え次第かと思えます。

【会長】

次の外部評価委員会も 4 年任期でいくんですか。

【事務局】

必ずしも任期が 4 年ということではなく、4 年以内ということになっていまして、今いらっしゃる委員の方は第 1 期の委員で、4 年ということで委嘱させていただいていますけれども、次どうするのかというのは、条例上 4 年になっていても 3 年ごとにやっているというような歴

史があれば別ですけれども、そういうのが全然ないものですから、次の委員の方の任期は白紙の状態です。ただ、実行計画期間が4年、4年、2年というサイクルがありますので、必ずしも外部評価委員会の委員の任期のサイクルとずっと合っていくというわけでもございません。その辺のどこかで工夫なり何なりが必要になってくるかもしれませんけれども、今現在、次の委員の方の任期をどうしようかというのはまだ全然白紙の状態ということになっています。

【委員】

今やっている成果次第ですね。

【委員】

今年度は一応締めくくりとして、完結ではなくても私たち自身の手法や何かを評価しなきゃいけないと思うんですけれども、いかがでしょう。事業だけじゃなくて、自分たちがやってきたことを評価して、次の方に譲るということが必要じゃないかと思うんですけれども。

【委員】

その点では、この視点で今年取り組むということは、今ご発言があったようなことにもかかわるということで、非常に意義のあることだと思っています。

【会長】

次の委員会に我々は何の拘束力も持っていませんが、4年間やる中で、これはよかった、これはあまりよくなかったということは何か残しておかなければとは思っています。

では、部会構成、メンバーについては、欠席者の方の確認をした上で最終決定するというところで、それによって微調整はあるかもしれませんけれども、よろしくお願いいたします。

それでは2番目、補助事業について、今日の資料をまず説明いただいてから議論したいと思います。事務局お願いします。

【事務局】

資料1は、前回補助事業を全部評価するのかピックアップしてやるのかというところで、昨年度内部評価した70の補助事業について、それぞれ平成17年3月のときの審査会の答申がどうだったか、類似していると思われる補助事業がどういうものか、行政監査で指摘を受けている部分がどういうものかを個別目標ごとに整理したものでございます。

資料2は、内部評価と行政監査の差の一覧で、行政監査では111事業が対象、内部評価は70事業ということで、40ほど差がある。その差がどこにあるかということで用意させていただきました。

2ページの一番左側に番号を振ってある70までが内部評価と行政評価で同じ対象にしているものでございます。その次の1から3ページの27まで、ここが内部評価と行政評価で取り上げているものの差があるところでございまして、縦の見出しでいくと、21行監という見出しがありまして、そこにN oと特財というところがございます。この特財というのが前にもご説明しましたように、特定財源のあるものということで、行政監査のほうは区の単独事業だけではなくて特定財源のあるものも含めて監査をするという形で調査をしていますので、ここに「有」となっているものについては、もともとが区の単独事業の内部評価の部分と行政監査で差が出て

いるところでございます。

ここに「有」となっていないくて行政監査のところにあるもの、あるいは「有」となっているにもかかわらず内部評価のところでもあるものについては、それぞれ調査した時点で十分整理がし切れなくて、特定財源があるにもかかわらず内部評価の対象になっていたもの、あるいは特定財源がなくて、内部評価ですと、ほかの補助事業の一部として評価しているものが、行政監査は別に独立した事業という形で監査しているもの等がございます、これだけの差が出ているという資料でございます。

補助事業に関する資料は以上です。

【会長】

今ご説明あった資料について、何かご質問とかご意見とかありますでしょうか。

【委員】

行政監査の構成は、どういう委員というのは決まっているんですか。

【事務局】

監査委員は現在、公認会計士の方と弁護士の方、あと区議会からお一人、それと区のOBの方1人の4人が監査委員ということです。

【委員】

書類上間違っているとか間違っていないとかというのをやるのが行政監査ですね。

【事務局】

監査の種類は、定期監査、例月出納検査などいくつか種類があります。主なものは定期監査と呼ばれる主に財務に関するもので、毎年定期的の実施しており、公正であるか、効率的であるかを見ています。実務としては、数字が合っているかどうか、法律に反しているかどうかを基本に、効率的かどうかを見ていきますが、行政監査の場合は、法律に合っているのはもちろん当然として、事業が行政として効率的、効果的かという部分の着眼を重視してやるという形になっています。

【委員】

ある意味じゃ外部評価委員に近いような目線でやっていると。

【事務局】

ええ、行政監査は定期監査よりはそうした視点が強いという形になります。

【委員】

そうですか、わかりました。ありがとうございます。

【委員】

不勉強ですみません。さっき特定財源と言われたんですけども、前にご説明があったかもわかりませんけれども、特定財源とは具体的にはどういうことなんですか。

【事務局】

金額として比較的多いものが国や都の交付金あるいは負担金等で、その事業を行うことによって、例えば3分の1が国から来て3分の1が都から来ると、残り3分の1を区が持ち出すよ

うな事業とか、実質的には10分の10国の交付金がついてくるとか、いわゆる国や都からその事業を行うことによって一定の財源がその特定の目的のために入ってくる、そういうのが一番多いでございます。

それ以外には、使用料、手数料など特定の受益のある方からいただいているものをその運営経費に充てる、例えば施設の使用料の収入があれば、それはその施設の運営経費に充てるというような形で、その特定の目的の財源収入があるものを特定財源、そういう使途が特定されておらず、純粹に、税のように区が裁量で事業運営に持っていくものが一般財源という形になっています。

【委員】

特別会計みたいな意味ではないと。

【事務局】

ええ、特別会計という意味ではないです。財源構成が決められているので。

【委員】

どうして特定財源があるものは内部評価を行わないんですか。

【事務局】

内部評価は区の単独補助事業ということで始まってございますので、今ご説明した特定財源があるものは、区の単独事業ではない、国から示されている、あるいは都の基準があって、それに基づいてやるということで、区単独ではある意味どうしようもないような部分がございますので、内部評価の対象は区の単独事業ということで、区の一般財源で行っている事業を対象にこれまで評価してきているところでございます。

【委員】

例えば今、大久保通りまで道路工事していますよね。ああいうのは特定財源なんでしょう。

【事務局】

それぞれの事業は詳しくはわかりませんが、大体道路の拡幅とか市街地の再開発の関係になってくると、それによって一定の割合で、最終的には国から財源が入ってくるという形になると思います。

【委員】

保育園などの施設は。

【事務局】

保育園の施設建設に関しましては、前は補助金だったんですけれども、今は交付金という形で、その計画に基づいて建てると、いくらかは区のほうに入ってくるという形になっていますし、運営費については補助金というか、一部出ておりますので、ある程度決められたとおりにやれば、その分だけ区のほうに財源が入ってくるという形になっています。

【委員】

内部評価しづらいということではないですよ。することはやぶさかではないけれども、評価して指摘しても、都や国が変えるかどうかわからないという話ですから、そんなこと

だからやらないんですね。

【事務局】

はい。端的に言うと、内部評価して、それを事業に反映させようとしても、必ずしも区の思いどおりにはできない場合があるので、評価結果を効果に事業運営に反映させられない場合があるということです。

【委員】

効率的に行われているかというようなことは、一応必要ですよ。

【事務局】

それはもちろん必要でございます。効率的に行うことにより、結果として区負担分も少なくて済みますので。極端な例で言えば、総事業費1億円かかるものを半額に減らすと、国や都からの交付金も当然半額になってくる。そうすると、同じ1億円の事業費だったら、区の単独の事業費のほうを見たほうがより効果的に反映させられるだろうということでございます。

【委員】

予算のうちに都の分、国の分とかを考えると、区の持ち出しは3分の1ぐらいたし、その3分の1を効果的に使っているかとやるよりは、財政的に考えたら全部100%区のところを見たほうがいいたろうという話ですよ。

【事務局】

ええ。当然そういう特定財源がついてくるものは国や都の基準がありますので、区としてこの基準はちょっと、と考えても、どうしようもないというふうなことがあります。

【委員】

でも、それはお金の部分であって、ソフトの面でどうなのかというのは評価できるのかなと思うんですね。3分の1区のお金が入っているわけですから、全体で例えば1億なら1億の事業なんだけれども、運営の仕方としてどうかなということとはできるかなと思うので、その辺はちょっと考え方、どこを見るかかなと思います。

【事務局】

はい、その一般財源の比率も事業によって全然違いますので。

【委員】

我々が今、区の補助事業をやろうとしているのと同じに、都のほうで補助事業を出しているところは、都のランクによって新宿区にいくら出して、これは効率的に動いているとか、国は国でってやっぱりやっているでしょう。全然それはチェックしていないわけじゃないでしょう。

【事務局】

国には、会計検査院がありますし、都のほうも監査委員がおりますので、それぞれはチェックしています。

【委員】

その人たちはそこまで、新宿区で例えば5億円出したのなら、その5億円についてはどういうふうに効率的に生かすというのは、やっぱりその中でやっているんでしょう、基本的には。

【事務局】

また、当然、交付する国や都の事業課から、交付申請時、精算時に審査を受けることになります。

【会長】

事務局の提案もそうなんですが、今の議論を聞いていると両方あって、完全に最初から除外しますと言っちゃっていいのかというのが先ほどの議論と同じなだけけれども、個別目標というのに戻って議論しましょうというさっきお話でしたね、そうすると、その中に当然、補助事業がたくさんぶら下がっているわけですね。特定財源があるんだけど、ちょっと気になる事業があったら、やっぱりちょっとやってもいいんじゃないかという、それは区の方のヒアリングの中で都の補助は金使いやすいですかと聞いてもいいんですけど、最初から除く必要はないかなと、何か聞いていて思ったんですけどもね。

だから、資料2の2ページ目の下から3ページ目にかけて全部特定財源が「有」、と書いてあるから、これを全部除くのかということになっちゃうと、これは関係ないと言っちゃうのもちょっと今の段階では。

【事務局】

この資料の2ページから下の部分は、内部評価と行政監査の差の部分で、行政監査のほうには取り上げているけれども、内部評価は今までしていないに等しいものということですので、昨年までの部分でも、内部評価としての補助事業評価シートは作成していないというのが実態でございます。

【会長】

内部評価を特定財源のあるものに対してお願いしても構わないんですか。

【事務局】

はい。ただ特定財源の内訳なりがないと一概には言えませんが、極端に言うと、10分の10国補助みたいな事業を評価した場合、その結果を反映させることは現実には難しいとなると、評価事務だけがが増えてしまったとなりかねない、ということも理屈では出てまいります。

【委員】

特定財源つきのものが内部評価から外された理由と、それについての委員のご議論を聞いて、多分評価の対象とするとしても、かなり性質の違った議論にはなりそうな、むしろ国だとこんなにかんじがらめで、もうちょっと新宿区の自主性を尊重したような制度に変えろみたいな応援団的な意見を言っていく。それはそれで役所のほうはありがたいかもしれないんですけども、確かにそこに踏み込むと、結構、何でこんな理不尽な条件や基準がついているのかみたいな話が多くなって、それは非常に意味があるんですけども、我々がこれまでやってきた外部評価とはやや違った性質の話ではあるかなと思うんですね。

だから、必ずしも除く必要がないというふうには私も思いますが、それは必要に応じたら入れても構わないという了解にしておいて、それ自体は多いから外しちゃいましょうというときに、やっぱり我々のキャパシティの問題があるから、そういう意味でここまではというふう

に考えても、基本的にはそれでいいんじゃないかという気がしましたけれども。

【会長】

今の議論ですが、例えば文化財の話なんて、文化財保護法があるから、これによって変えるというのは無理な話だと思うんだけど、新宿区が東京都と一緒にやりましょうと言って、かなり区が主体でやっっているが都からも若干お金もらっているのかなというようなものもあるので、それぞれの事業によって、ちょっと性格が違うんじゃないかと思うんですね。

ですから、計画事業を議論する中で、これはというものがあれば無理に外す必要はないという程度にしておくのでいかがでしょうかね。

ただ、問題はこの事業評価シートが今のところ特定財源のないものについて書いてもらうということを想定していますので、新たなものをつくるのか、それとも個別の問題が出てきたときに財源の内訳ですか、収入のほうのお話とか、また個別にいただくということも可能ですよね。最初から全部やっちゃおうというのも結構大変なことなので。

【委員】

今最後に会長がおっしゃったことに通じると思うんですけども、先ほど4点まとめられた1、2は先ほど申し上げたように議会等でも関心を持っているし、切り込みの視点だと。それから、3、4は我々のやってきたことに対して膨らみを持たせるために、目標と経常事業と補助事業を絡み合わせて考えてみようということです。先日、実は千代田区のほうに行きまして、どういうふうに行っているのと聞いてきたわけです。そうすると、千代田区のほうは我々のように計画事業とか経常事業とか補助事業とかというように分けなくて、主要施策の成果という形で事務事業を場合によっては含め、補助事業も含めて、少なくとも区民に報告をしたほうが良いというふうに考えられるようなものを取り上げて、それに対して報告をしていると、こういう形をとっているんですね。

そういった観点を多少入れるのが3なり4なりの今年の認識だとすれば、必要がある補助事業についてはその特定財源の問題も含めて切り込むものもあるというふうにして、いずれにしても、全部やるというような昨年度の反省を踏まえて、今年は問題意識を明確にして取り上げるということで議論を進めたほうがいいんじゃないかと思います。

【会長】

ありがとうございます。

では、もう繰り返しますが、そういう個別目標に照らし合わせて必要なものは特定財源があっても取り上げようということで、それは部会の中でお願ひしたいと思います。

あと、もう一つ議論しておきたいのは、これは前回出しましたが、いわゆる補助金審査会での評価が結構、以前も一緒ですが、厳しい評価が出ているわけですね。ところが、その後、内部の見直しとか、あるいは行政監査とか、かなりの年限がたってもあまり見直されていないというようなこともあるわけです。

したがって、個別目標だけの視点でやったら漏れちゃうかもしれないけれども、でも、この補助事業の審査委員会当時から見て、何か一向に改善が見られないというようなものはやはり

積極的に取り上げないと、今回我々にこれが振られた最初の理由、責任が果たせないと思いますので、その視点も1つ加えて各部会の中で見ていただきたいと思うんですけれども、それによろしいでしょうか。

【委員】

補助事業については、それぞれの事業において、個別の事業のように、何かアンケートであったりとか、件数であったりというような具体的な目標があるのであれば、それが達成されたかどうかというのは一目瞭然なんですけど、補助事業評価シートを見ますと、目標が一体何なのかがすごくわかりづらい。

【事務局】

今までのその目標という部分が、どちらかというと件数を達成するという意味合いが強いんですね。目標以上とか目標どおりの成果というのは、その予算を組んで、その予算どおりの件数を補助できて、そのとおりに執行できたかどうかという意味合いが強いので、今年度、3年間を通しての評価を、あくまで目的に照らし合わせて、目的の妥当性とか目的の達成状況を内部評価を行っていますので、こちらは目的になると思います。

【会長】

3年間の総合評価というのは、必ずしも目標どおりの成果という内容ではなくても、目的をきちっと達成できたかどうかというふうな視点で書いても可能なんじゃないかと思います。

【委員】

補助金の支出方法と、選定・審査の体制について説明をお願いします。

【事務局】

支払い方法は、確定払いという通常の支払い方法があります。申請があって、それからその申請に対して審査をし、補助額を確定してお支払いするという、要は後払いです。そのほか前金払、概算払いというのは事前に支払うものです。

【委員】

補助事業がすべて終了してから、翌年度になってお金が来る。

【事務局】

概算払いは、言葉のとおり先に概算として大まかにお渡ししておいて、後でその実績に基づいて精算をするという方法です。精算は基本的にはその年度中に行います。国から区へ来る補助金などは翌年度精算ということもあります。

前金払いというのは、文字どおり事前に払うお金なんですけれども、これは債務者も債権額も確定しているので前払いして、会計上は後精算が発生しないような支払いです。ただし、補助事業については別に補助金の交付規則というのがあって、支払いの方法に関係なく必ず実績報告で審査するとなっているところでございます。

ただ、行政監査で若干指摘受けて、その部分が十分されていないというのは、どちらかというと給付金的な補助事業、手当などで、毎月申請があって区民の方に払うと、そこで何月分払ったら終わってしまって、事後的に精算といってもなかなか難しいために、実績報告をとって

やるのも難しいという部分で整理ができていないというのが若干ございます。支払い方法としては、この3つの種類に分かれております。

選定等について、例えば団体で、どこに支出するか相手が決まっているところは指定という形になります。

それから、例えば、募集をかけて、公募によって補助対象者を決めていたりする場合があります。

【委員】

支出方法は、確かに行政技術的には極めて重要なことなんですけれども、この分類だけだと実態がよくわからないという気もちょっとしましたですけどね。

【委員】

概算払いが本当に適切であるとか、指定というのに対しては、それで本当にいいのかどうか、そういうレベルまで立ち至るのであれば、とてもやり切れないと思うんですね。

ですから、ここのところは問題があるかもしれないけれども、そのレベルには立ち入らないで、施策の目標に対して評価というか、それは効果が上がっているかどうかというような視点で、ある程度待機が減っているとか、需要以上にニーズがまだあって切り捨てになっているとかというようなあたりのところぐらいのところがいかにいいじゃないかというふうには思いますけれどもね。

【会長】

補助金の評価委員会であれば、そういうことはやるべきでしょうね。ただ、我々は計画事業からスタートしている外部評価委員会で、補助金もいろんな状況で入ってきたということを考えれば、やはり監査のほうでもお金のことはある程度やっていращやるわけだから、我々はむしろ4つの項目ですね、3年間を通しての評価ということで、本当にこの目的を達成するために補助という事業が効果的なのか、あるいは今後にわたってもっと改善すべき点があるかどうかということを提示したほうが我々の任務に合っているんじゃないかと思います。

【委員】

支払い方法は、細かくやればいくらでもあるんだけれども、補助対象者の活動実態とか生活実態に合っているかどうかということを僕らはやっぱり判断したいところですよ。非常に体力のない会社とかNPOを対象にしているのにそれじゃやっぱりちょっとかわいそうなんですか、その程度のことで、少し工夫できないかということだと思っただけなんですけれども。

よく協働の視点というのが外部評価で非常に大きな評価基準として挙がっているんですけども、補助事業については、まさしくそういった視点を書きやすいと思いますので、それで役割分担という表題のもとにそういうことを書くことは協働の視点で評価すると言われたとき、我々としては考えやすい書き方ではないかと思います。

【委員】

結構大変だなと段々気がついたんです。20年度からの予算のこととか、先ほどの補助金の見直しとか、データを見ていくと、例えば補助事業「民間学童クラブ運営費補助」で挙げている

対象は事業助成なんですね。

そのほかに事業委託というのが新宿区ではたくさんやっているというのがあって、それと直営学童クラブもあって、それをトータルにして学童クラブの充実という大きなところに入っているわけですね。

22年度予算の概要という資料の42ページを見ているんですけど、学童クラブ利用の需要増に対応するため、児童指導業務の委託等を実施と書いてあって、分担及び負担金がいかに、都の支出金がいかにとなっていますよね。それと補助事業の金額がどういうふうにかみ合うのか。

【委員】

計画事業の中に助成の事業と、委託の事業と、本業としての管理運営があります。ここでは補助金のところだから、助成のところだけを取り出して、それだけについてその適否を論じていますよと。事業ベースでのところに立ち返って取り上げて、その補助金まで含めて検討したほうがいいようなものについては、補助金も今年は検討するというぐらいが入り込める範囲ではないかと。

【会長】

補助事業については、目的と概要を、全然知らない人が見てもわかるように、わかりやすく書いてくださいということですね。

部会に分かれての協議というのは、内容の議論をする時間がないので、ちょっと後で申し上げるスケジュール調整だけ部会に分かれてやるということにして、全体会のほうをもうちょっと継続したいと思います。

我々がやってきた計画事業、それから今、補助事業の議論しました。その2つは当たり前ですが、今年度部分的に、集中的にちゃんと議論、評価しましょうということですが、経常事業の評価については方法についてと書いてありますので、今年度やるわけじゃないんです。計画事業に関係するものは最低やりましょうとさっき4つの整理の中で申し上げましたが、経常事業を全部やるという話ではありません。

むしろ、外部評価委員会にその方法について諮問しますというような形で区がおっしゃっているんで、次年度以降のためこちらの経験から言えることを答申として出そうということです。

外部評価委員会の目的である計画事業あるいは補助事業を評価した中で、事業仕分け的な手法がふさわしいのかどうかとか、あるいはこれからどのようにやったらいいかということをもとめるといふ、ですから、計画事業と補助事業と取り組みの仕方が違いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、あとのスケジュールとも関係するんですが、我々の計画事業の評価というのは、毎年10月の末までにまとめて、11月の1週目に区長のほうに提出するというスケジュールで、それは変わりません。しかし、この経常事業の評価手法については、もう一カ月ぐらい先でもいいということでございましたので、10月末で終わりじゃなく、もう一カ月延ばさせていただいて、11月にきちんと議論しようと。10月までの負担増にはならないということです。

それから、補助事業の評価をいわゆる計画事業の評価の前倒しでやろうというふうになっています。内部評価の結果が7月末に出るということです。実際我々はいつも動くのが、8、9、10というのが一番忙しいわけですが、補助事業のシートについては、6月の末までに出していただいて、7月は補助事業のきちとした対象を6月に準備をして、7月にやっしまおうということです。

経常事業の評価にまた戻りまして、何かご質問がございますか。この程度で、議論をする時間があまりなくなってしまったんですけども。

僕としては、今日部会で計画事業と補助事業の1回目のピックアップをしたいと思っていたんですが、それができないので、5月にむしろ部会にして、補助事業と計画事業の両方のピックアップをしておいたほうがいいんじゃないかと。この委員会と部会の関係は内容によって変更が生じると思います。

2 今後のスケジュールの確認

【会長】

スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

部会の回数なんですけれども、昨年、計画事業については対象を抽出するのに1回部会を開いていただいて、そこでヒアリングする対象やなどを決めていただいて、その後3回ヒアリングをしていただいて、そのヒアリングの結果を取りまとめるのに1回ないし2回部会を開いているという経過がございます。

それと同じスタンスに立つと、補助事業についても同じ回数が必要になるだろうということで、7月中にそれを設定させていただいています。ヒアリングの取りまとめにどこまで時間がかかるかという部分もございますし、あともう一点、先ほどご議論がございましたように、補助事業の中で計画事業そのものに含まれている、一部含まれていたりするものもかなりございますので、ヒアリングするときにそれを補助事業単独の部分でヒアリングしていくのか、取り上げた計画事業のヒアリングの中で補助事業分を確認していくのかという部分の工夫をしていただくことによって、回数は若干減らせるかなという部分もございますけれども、とりあえず計画事業、昨年と同様の回数で、そのまま補助事業も同じ回数でやるとしたらということで設定をさせていただいています。

【会長】

補助事業は、今日議論していても、なかなかわかりにくいじゃないですか。だから、次回、補助事業ってどういうものなのか、そもそも僕はいくつかのカテゴリーに分かれると思うんで、カテゴリーを何かまとめて補助事業と言っちゃっているような気がするので。

【委員】

関連というのは、ないんですか。計画事業とか経常事業と、それに関連した補助事業、3つまとめて1つできてしまうのでは。

【会長】

もちろんそうだと思います。

それを総合的に見ようというのがきっと今年の一つの目玉になるんだろうと思うので、何か補助事業のカテゴライズを、例えば生け垣助成みたいにずっと毎年やっていかなきゃいけないものなのか、ある程度やったらサンセットできるのかとか、事業補助といったって、実際運営補助に近い、団体補助に近いようなものがあるとか、その事業を理解するときに何か切り口がありますよ。

【委員】

答申書にも書いてありますけれども、協働というのがテーマになって、協働で公募で補助事業という、そういうステップの事業がだんだん増えつつありますと書いてあるんですけども、本当にそうなのかどうか分からないですけれども、そういう切り口もちょっと入れて。

【会長】

それは僕も全く同感です。今日計画方針の検討を各部会でできませんでしたので、それも5月のほうに送るという形にしたいと思います。

それでは、今後の日程を決めたほうがいいですね。

< 日程調整 >

【会長】

それでは、次回の全体会は5月17日の1時から3時30分、その次は6月3日の6時半から8時30分、それと30日の3時から5時30分とします。

よろしいですか。

それでは、閉会いたします。どうもありがとうございました。

< 閉会 >